

南国市持続化支援給付金【主たる収入を雑所得・給与所得で申告した者】

新型コロナウイルスの影響により、収入が前年より20%以上減少した南国市内の事業者に対して、事業継続を支えていくための南国市独自の給付金を支給します。
※国の持続化給付金の給付を受けていても申請できます。

■対象事業者

以下の要件をすべて満たす事業者

・業務委託契約等に基づく収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの（以下「業務委託契約等収入」という。）を主たる収入として得ており、今後も事業を継続する意思があるもの

・事業所等を置かない形態で事業を営み、2019年以前から市内に住所を有し居住する個人事業者、又は2019年以前から市内に事業所等を置く個人事業者

- ・2019年の確定申告において、事業収入を得ていないもの
- ・2019年以前から、被雇用者又は被扶養者ではないもの
- ・新型コロナウイルスの影響等で、2020年3～12月のうち連続する3か月（対象期間）の月平均業務委託契約等収入が、2019年の月平均業務委託契約等収入と比べて20%以上減少しているもの
- ・公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体等でないもの

■提出書類

- ・申請書（市のHPからダウンロードまたは市役所窓口等）
- ・2019年分確定申告書第1表の控えの写し（收受日付印がある、または電子申告受信通知を添付するもの）
※市町村民税・都道府県民税の申告書類の控えの写しでも代替可能。また、税理士の確認を受けた申立書で代替できる場合もあり。
- ・次の①～③のうち、いずれか2つの書類
 - ①業務委託契約等の契約書、又は契約を締結したことを証する申立書
 - ②支払調書等の委託契約に係る支払の内容を示す書類
 - ③業務委託契約等の収入があったことを証する通帳の写し
- ・対象期間の月間業務委託契約等収入がわかるもの
- ・国民健康保険証の写し（有効期限内で、資格取得の日が2019年以前のもの）
- ・振込先口座の確認ができる通帳の写し
- ・本人確認書類の写し

※ 詳細は「(要綱別表)添付書類」、「(申請書)持続化支援給付金(雑所得・給与所得)」を参照

■支援金額

$$\left(\begin{array}{l} 2019年の \\ 年間業務委託 \\ 契約等収入 \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} 対象期間のうち任意の \\ 一月の業務委託契約等 \\ 収入 \times 12 \end{array} \right)$$

給付上限額：20万円

■申請受付期間

郵送受付2021年1月29日（金）消印有効

窓口受付の場合は2021年1月29日（金）まで

■申請方法

郵送または市商工観光課窓口での申請による

●郵送先

〒783-8501 南国市大埦甲2301

南国市商工観光課 持続化支援給付金担当宛

【問い合わせ】

〒783-8501 南国市大埦甲2301

南国市役所商工観光課

電話番号：088-880-6560

受付時間：9時～17時

（土日祝日除く）